

第 3 次
山武郡市広域行政組合
集中改革プラン

<平成28年度～令和2年度>

実施結果報告書

令和3年8月

山武郡市広域行政組合

目次

I	これまでの行政改革の取組	1
II	行政改革の必要性	1
III	第3次集中改革プラン	1
IV	基本方針	1
V	行政改革推進期間等	2
VI	行政改革推進項目	2
VII	集中改革プラン実施項目	
1	事務事業の再編・整理、廃止・統合	
(1)	組織機構改革・事務分掌の見直し	3
(2)	事務事業評価の実施	5
(3)	休日救急歯科診療所の業務の見直し	7
(4)	浄化槽清掃事業の事業方針の見直し	9
2	民間委託等の推進	
(1)	指定管理者制度の推進（広域斎場）	10
3	定員管理の適正化	
(1)	定員適正化計画の推進	11
4	手当の総点検をはじめとする給与の適正化	
(1)	給与の適正化	12
(2)	代休及び振替制度の活用推進	13
(3)	非常勤職員報酬の適正化 会計年度任用職員給料及び報酬の適正化（令和2年度から）	14
5	経費削減等の財政効果	
(1)	事務執行経費の削減	16
(2)	使用料の見直し	17
(3)	火葬炉使用料等の見直し	18
(4)	収納率の維持向上	19
(5)	し尿処理手数料の見直し	20
6	その他	
(1)	職員研修の充実	21
(2)	人事評価制度の適正運用	22
(3)	広報活動の充実	23
(4)	コンビニ収納	25
(5)	養護老人ホーム坂田苑の運営の見直し	26
(6)	坂田苑デイ・サービスセンターの運営の見直し	27
(7)	視聴覚教材・機材の有効活用	28
(8)	住宅用火災警報器の普及	29
(9)	応急手当の普及	30

I これまでの行政改革の取組

山武郡市広域行政組合（以下「組合」という。）では、平成17年3月に総務省から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を踏まえ、第1次山武郡市広域行政組合集中改革プラン（推進期間：平成20年度～22年度）を策定し、全庁を挙げて行政改革の推進に取り組んできました。

その後、第1次山武郡市広域行政組合集中改革プランの推進期間満了に伴い、継続して進行管理すべき課題、改めて追加する課題等を整理し、これらの課題の解消に向けて取り組むため、平成23年3月に第2次山武郡市広域行政組合集中改革プラン（推進期間：平成23年度～平成27年度）を策定し、行政改革の推進に取り組んでいます。

その結果、行政改革がほぼ計画どおり推進でき、一定の成果を挙げています。

II 行政改革の必要性

行政サービスに対する住民のニーズは、ますます複雑・多様化しており、地方自治体にとって、より効率的な行政運営が求められています。

このため、単に効率化や減量化にとどまるのではなく、常に改善・改革に取り組む体制を構築し、行政の質の向上を図っていく必要があります。

組合では、これまでも行政改革に取り組んできたところですが、組合を取り巻く厳しい環境に対応しながら、一層の行政改革への取組が必要となっています。

III 第3次集中改革プラン

第3次山武郡市広域行政組合集中改革プランでは、第1次、第2次行政改革での取組の成果を踏まえ、従来の取組を継続するとともに、社会情勢の変化等に対応するために必要と思われる項目を新たに追加し、引き続き山武郡市広域行政組合集中改革プランを策定するものです。

IV 基本方針

行政改革は、一部の所属が行うものではなく、あらゆる業務に従事する全ての職員が、日常業務そのものや仕事の進め方の改善、円滑な組織の構築などについて、常に意識をもって、地道に確実に取り組んでいくことが重要です。

限られた人員や予算等の中で、複雑・多様化する住民のニーズに柔軟かつ適正に対応できる行政サービスの提供を行うため、効率的・効果的な行政運営を目指します。

V 行政改革推進期間等

1 推進期間

平成28年度から令和2年度までの5年間とします。

2 推進体制

山武郡市広域行政組合集中改革プランの総合的かつ組織的な推進を図るため、全庁を挙げて改革を実行していくとともに、管理者を本部長とする「山武郡市広域行政組合行政改革推進本部」において進行管理を行います。

3 進捗状況の公表

山武郡市広域行政組合集中改革プランの進捗状況は、組合ホームページを通じて公表します。

VI 行政改革推進項目

1 事務事業の再編・整理、廃止・統合

事務事業の見直しを積極的に進め簡素で効率的な組織機構に見直します。

2 民間委託等の推進

「民間にできることは民間に」の観点から、費用対効果を考慮しつつ、民間事業者等を積極的に活用し、行政運営の効率化とサービスの向上を図る。

また、公の施設の在り方については、サービスの向上と運営の効率化に留意し、指定管理者制度の活用に取り組みます。

3 定員管理の適正化

再任用制度や任期付職員制度の導入等により職員数の抑制を図り、定員適正化を推進します。ただし、消防業務については、住民の安心安全な生活に直結することから消防職員数の取扱いは、慎重を期します。

4 手当の総点検をはじめとする給与の適正化

人事院及び千葉県人事委員会の勧告等を踏まえ、職員給与及び非常勤職員報酬の適正化に努めます。

5 経費削減等の財政効果

財政運営全般について見直しを行い、自主財源の確保をはじめ、限られた財源の中で有効かつ効率的な予算配分を行います。

6 その他

推進項目	1	事務事業の再編・整理、廃止・統合		
実施項目	1	組織機構改革・事務分掌の見直し		
担当所属		総務課	第2次からの 新規・継続	継続
実施目的	地方行政の進展、住民ニーズの多様化に対応し、適切に事務処理を行うとともに、簡素で効率的な組織機構の整備を図るため、組織機構改革及び事務分掌を継続的に見直す。			
実施内容	地方行政の進展に対応し、適切に事務処理を行うとともに、簡素で効率的な組織機構の整備を図る。			
成果目標	効率的、効果的な組織機構の構築と事務事業の整理合理化 意思決定の迅速化			
実績	第1次	平成22年度の組織改編において、環境アクアプラント及び広域斎場を統合して環境衛生課を設置した。総務課及び企画課の業務を見直し、総務課及び企画財政課に再編した。併せて、事務分掌の変更を行った。 1 所属減とした。		
	第2次	<p>1 平成25年度に会計管理者の補助組織について、簡素で効率的な職員の適正配置を可能とするため、平成26年度から会計管理者の職務の級を7級から6級以上とし、会計課を出納室とした。</p> <p>2 平成26年度に消防本部警防課及び予防課について、事務分掌の見直しを行った。 構成市町からの要望により、平成27年度から手話奉仕員養成研修事業を規約事務として追加し、保健福祉課で実施している。</p> <p>3 平成27年度に構成市町からの要望により、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の設置及び運営について共同処理する事務として追加し、総務課の事務分掌とした。</p> <p>4 課長（所長）専決事項の追加 平成23年度 なし 平成24年度 1件(保健福祉課) 平成25年度 1件(環境衛生課) 平成26年度 2件(環境衛生課) 平成27年度 3件(環境衛生課)</p>		
	第3次	<p>1 平成29年度は、養護老人ホーム坂田苑について新たに支援係を設け、管理係及び支援係（※現在は生活支援係）の2係とし、分掌事務の見直しを行った。</p> <p>2 令和元年度は、老人デイサービス事業の廃止に伴う規約変更の事務手続きを実施。令和2年1月31日付けで千葉県知事から規約変更の許可を受けた。なお、当該事務は、令和2年3月31日を以て、共同処理事務から削除することとなった。</p>		

	第 3 次	<p>3 令和2年度は、令和元年度に構成市町長連名により基幹相談支援センターの共同処理事務の依頼があり、当該事務に係る規約変更の事務手続きを実施。構成市町との協議終了後、千葉県へ規約変更に係る許可申請を行った。（令和3年4月22日 千葉県知事許可済み）</p> <p>4 課長（所長）専決事項の追加 平成28年度 なし 平成29年度 なし 平成30年度 1件（環境衛生課） 令和元年度 1件（環境衛生課） 令和2年度 3件（環境衛生課）</p>
--	-------------	---

推進項目	1	事務事業の再編・整理、廃止・統合		
実施項目	2	事務事業評価の実施		
担当所属		企画財政課	第2次からの 新規・継続	継続
実施目的	事務事業評価を実施することにより、その結果を行財政改革、予算編成等に反映し事務事業の適正化及び質の向上並びに職員の意識改革を目指す。			
実施内容	事務事業評価を実施し、事務事業のPDCA（Plan 計画 - Do 実施 - Check 評価 - Action 改善）マネジメントサイクルを回し、継続的な事務事業の見直しを行う。			
成果目標	個々の事務事業を評価し、事務事業の妥当性、有効性、効率性、公平性等を検証する。			
実績	第1次	平成21年度 事務事業評価システムを構築した。 平成22年度 一部事務事業において評価を実施した。（一部試行）		
	第2次	<p>平成22年度 継続事業：A評価2件 B評価36件 C評価7件</p> <p>平成23年度 新規事業：1件 実施しない1件 継続事業：B評価10件 C評価6件</p> <p>平成24年度 新規事業：1件 継続事業：A評価1件 B評価17件 C評価2件</p> <p>平成25年度 継続事業：A評価1件 B評価14件 C評価4件</p> <p>平成26年度 継続事業：A評価3件 B評価20件</p> <p>平成27年度 継続事業：A評価1件 B評価21件</p> <p>A：予算を増額して実施 B：現状手法等を継続 C：手法等を見直し継続</p>		
	第3次	<p>事務事業評価委員会において指定された評価対象事業について、担当所属で行う1次評価、評価委員会による2次評価を実施し、管理者に最終判断を仰いだ。また、評価結果を踏まえた次年度予算及び事業への反映状況について調査した。</p> <p>各年度の最終判断及び今後の対応</p> <p>平成28年度</p> <p>A評価：予算を増額して実施 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例規集の編纂発行（総務課） 追録用のデータ作成に係る作業コストと例規集単行本の印刷コストを比較検討した結果を踏まえ、例規集の単行本作成を検討されたい。 ⇒ 例規集単行本印刷（50冊）に係る費用（人件費含む。）を比較検討したところ、現行の例規集追録用データ作成については201千円、例規集単行本作成（A5版）については226千円となるが、庁舎外での会議の持出し利用等の利便性が図れることから、単行本作成をすることとし、人件費を除く経費として、平成29年度予算に新たに147千円を計上した。 <p>B評価：現状手法等を継続 18件</p>		

実績	第3次	<p>平成29年度</p> <p>B評価：現状手法等を継続 18件 C評価：手法等を見直し継続 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員表彰（総務課） 今後の支給方法等について検討されたい。 ⇒ 今後、金品による永年勤続給付については数年かけて減額していく予定である。 <p>平成30年度</p> <p>B評価：現状手法等を継続 15件 C評価：手法等を見直し継続 2件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員福利厚生（総務課） 弔慰金制度加入方法の見直し及び事務職員のストレスチェック実施の有無について、予算編成時までには検討されたい。 ⇒ 弔慰金制度の脱退（事務職員のみ）により経費の捻出が期待できることから、事務職員においてもストレスチェックを実施することとした。 ・オープン系システム運用管理（電子計算課） 現状は、基幹系システムのみでの共同処理となっているが、関係市町の要望に基づき、基幹系に関連したシステム及び内部情報系システム業務の追加について、コスト計算をした上で、関係市町と協議を行い検討されたい。 ⇒ コスト計算をした上で、関係市町と協議した結果、福祉システム及び住民基本台帳ネットシステムにおいて、令和元年度から東金市及び山武市を含む5市町で共同導入を行う予定となった。 <p>令和元年度</p> <p>A評価：手法等を見直し継続 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども向け教室（教育支援課） 年々増加する参加人数に対応するため、開催数を増やすことについて検討し、更に充実した体験学習の機会を提供されたい。 ⇒ 相手方の要望上、従来どおり開催回数は1回とするが、予算を34,100円から66,000円へ増額し、講師人数を3名から6名へ増やし、申込者全て受け入れることとした。これまでは、定員を超えた申込者については、抽選を行っていたが、今後は、抽選せずに申込者全員が参加できるように改善した。 <p>B評価：現状手法等を継続 16件</p> <p>令和2年度</p> <p>B評価：現状手法等を継続 7件 C評価：手法等を見直し継続 2件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・映画会（教育支援課） 上映作品の選定や開催場所等を検討するとともに、今後の手法等についても見直す必要がある。 ⇒ 例年、東金市及び横芝光町は、他の催し物と共催（映画会と同日に同じ会場で市町が別のイベントを開催）することで集客力を高めている。他の4市町についても、それぞれが別のイベントと共催する方向で検討していく。 ・研修講座事業（教育支援課） 今後も研修の質を維持しつつ、対象者がより参加しやすい手法について検討されたい。 ⇒ 参加希望者全員が安心して受講できるよう、広い会場を確保するなどの新型コロナウイルス感染症対策を実施した上で、充実した研修の機会を提供する。 <p>E評価：他事務事業と統廃合又は中止 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自作教材作成事業（教育支援課） 事業の統廃合も含め、城西国際大学と協議されたい。 ⇒ ふるさとデジタル化事業と統廃合する方向で調整していく。

推進項目	1	事務事業の再編・整理、廃止・統合		
実施項目	3	休日救急歯科診療所の業務の見直し		
担当所属	保健福祉課		第2次からの 新規・継続	継続
実施目的	休日救急歯科診療所の業務の見直しをすることにより、経費の削減を図る。			
実施内容	利用者数の確保に努めるとともに、山武郡市歯科医師会及び構成市町と今後の事業の運営方針について協議を重ねていく。			
成果目標	山武郡市歯科医師会及び構成市町との協議に基づき、休日救急歯科診療所の業務の具体的な見直しを実施する。			
実績	第1次	山武郡市歯科医師会と診療時間の短縮及び嘱託医報酬の変更について、協議を行った。		
	第2次	<p>平成23年10月から診療時間の短縮及び嘱託医報酬の変更を実施</p> <p>診療時間 (変更前) 9:00～16:00 ⇒ (変更後) 9:00～12:00</p> <p>嘱託医報酬 休日・お盆 (変更前) 60,000円 ⇒ (変更後) 43,000円 年未年始 (変更前) 72,000円 ⇒ (変更後) 58,000円</p> <p>非常勤職員報酬 歯科衛生士 休日・お盆 (変更前) 12,000円 ⇒ (変更後) 8,600円 年未年始 (変更前) 16,200円 ⇒ (変更後) 11,610円</p> <p>事務員 休日・お盆 (変更前) 8,000円 ⇒ (変更後) 5,700円 年未年始 (変更前) 10,800円 ⇒ (変更後) 7,695円</p> <p>[歳出] 嘱託医報酬と非常勤職員報酬の合計(決算額)の比較 平成22年度 6,003,008円 平成27年度 4,637,232円 (平成22年度比 1,365,776円の減)</p> <p>[収支] 平成22年度 △4,684,740円 平成27年度 △3,699,599円 (平成22年度比 21.0%改善)</p> <p>※ 診療時間の短縮及び嘱託医報酬の変更を実施したことにより、歳出(決算額)で1,365千円(22.7%改善)の削減が図れたが、収支では、歳入において、来院患者数の動向及び診療内容などの不確定要素があるため、985千円(21.0%改善)となった。</p>		

実績	第3次	<p>山武地域で日曜・祝日に診療を行っている歯科医院も充足しており、また、休日救急歯科診療所の受診者の多くが年末年始に集中していることを踏まえ、地域住民のニーズに基づく事業の必要性及び費用対効果に重点を置き、平成27年度末から平成28年度上半期の間に計5回、山武郡市歯科医師会長と休日救急歯科診療所の今後の運営方針について協議を行った結果、当課が提案した年末年始の在宅当番医制による歯科診療を行うことが可能との回答を得た。</p> <p>このことから、平成28年度をもって休日救急歯科診療所を廃止し、平成29年度の年末年始から在宅当番医制による歯科診療を開始することに伴い、関係市町（首長・議会議長・医療担当課長）へ説明を行うとともに、山武郡市急病診療所の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則の一部改正を行った。</p> <p>休日救急歯科診療所の診療終了（廃止）については、山武地域住民に理解していただくため、関係市町広報紙、組合広報紙及び組合ホームページにて周知を行った。</p>
財政効果等		<p>①平成28年度の収支（変更前） 歳入： 1,192,531円 歳出： 5,120,343円 収支：△3,927,812円</p> <p>②平成29年度以降の支出額（変更後） 年末年始在宅当番医制事業委託料として、山武郡市歯科医師会に150千円を支出</p> <p>③財政効果（収支の改善） 3,927,812円－150,000円＝3,777,812円</p> <p>④プラン期間全体の財政効果 3,777,812円×4年＝15,111,248円</p>

推進項目	1	事務事業の再編・整理、廃止・統合		
実施項目	4	浄化槽清掃事業の事業方針の見直し		
担当所属	環境衛生課		第2次からの 新規・継続	新規
実施目的	清掃係職員の状況の変化に対応するため、浄化槽清掃事業について検討する。			
実施内容	清掃係職員の退職時期、浄化槽清掃及び浄化槽管理の契約件数を考慮しながら、今後の事業方針を見直す。			
成果目標	事業方針の見直しの内容に沿って事業を実施する。			
実績	第1次			
	第2次			
	第3次	<p>浄化槽管理清掃業務に係る事業の縮小及び廃止について、構成市町の意向を確認した上で、令和元年度に当組合内部で事業方針を協議した結果、令和4年度以降、順次、当該事業を縮小し最終的に廃止することとなった。</p> <p>これを受けて、令和2年度に構成市町の財政担当課長及び環境衛生担当課長を訪問し、令和4年度以降、順次、契約物件数を減らして、令和5年度末をもって当組合が管理する物件以外の全ての契約を取りやめる予定であることを説明するとともに、当該事業の縮小及び廃止に係るスケジュールを作成した。</p> <p>なお、横芝光町が管理している物件については、令和3年度から全ての契約を取りやめる旨の連絡があった。</p>		

推進項目	2	民間委託等の推進		
実施項目	1	指定管理者制度の推進（広域斎場）		
担当所属	環境衛生課		第2次からの 新規・継続	継続
実施目的	適正な火葬場運営のため、指定管理者制度の導入について検討し経費の削減及び利用者に対するサービス向上を図る。			
実施内容	千葉県内他団体の状況を調査し、山武郡市広域斎場における指定管理者制度導入による経費削減及びサービス向上の可能性を調査検討する。			
成果目標	検討の結果、導入のメリットが認められれば導入する。			
実績	第1次	<p>県内の火葬場に対し、指定管理者制度の実施状況を調査するとともに、導入施設の視察を行った。</p> <p>調査の結果、現時点では、以下の2点の理由により指定管理者制度を導入しないこととした。</p> <p>導入しない理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 効果的な総経費削減が見込めない。 2 大幅なサービス向上が見込めない。 		
	第2次	<p>平成25年度に県内15団体に対して、書面での調査を実施した結果、7団体が指定管理者継続、8団体が指定管理者未導入であり平成22年度調査時から変更は無かった。</p> <p>今回の調査結果を踏まえ、現状の事業費等の状況及び今後の施設改修計画に基づき考察した結果、現段階では経費面、サービス面においてメリットが無く、また大規模改修を控えた現時点で指定管理者制度を導入することは、時期的に相当ではないとの判断から、平成30年度に再度検討することとした。</p>		
	第3次	<p>平成29年度に行った千葉県内他団体の火葬場運営状況等の調査結果に基づき、指定管理者制度の導入について、平成30年度に検討を行った。</p> <p>その結果、以下の3点の理由により指定管理者制度を導入しないこととした。</p> <p>導入しない理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 他団体の調査結果を基に、導入後のコストを計算した結果、現行体制での運営の方が安価であった。 2 民間活力を積極的に活用してきた結果、住民サービスへの支障もでていない。 3 斎場運営の円滑な執行という観点から、組合職員が直接業務に携わることにより、運営に関する施策を適時行うとともに、構成市町との意思疎通が円滑に行えるなど、現行体制のメリットが大きい。 		

推進項目	3	定員管理の適正化		
実施項目	1	定員適正化計画の推進		
担当所属	総務課 消防本部総務課		第2次からの 新規・継続	継続
実施目的	限られた職員数で安定した行政サービスの維持・向上に配慮しつつ、効率的な事業運営を図るため、定員適正化計画を推進する。			
実施内容	厳しい財政状況の中、住民サービスの向上を図り、最小の経費で最大の行政効果を上げられるよう定員適正化計画に取り組む。			
成果目標	定員適正化計画の推進			
実績	第1次	平成22年3月に定員適正化計画（平成22年度～平成26年度）を策定し実施した。		
	第2次	平成26年度末で第1次定員適正化計画（平成22年度から平成26年度までの5年間）が終了となったため、引き続き、定員適正化に取り組むため、「第2次定員適正化計画」（平成27年度から平成31年度までの5年間）を策定した。 定員適正化計画達成率 消防職員 100%（15人増→15人増） 消防職員以外 126.7%（15人減→19人減）		
	第3次	令和元年度末で第2次定員適正化計画が終了となったため、第3次定員適正化計画（令和2年度から令和6年度までの5年間）を策定し実施中である。当該計画において、職員の配置基準が「消防組織法」及び「消防力の整備指針」により定められている消防機関については、除外することとした。 第2次定員適正化計画実施結果 消防職員 現状維持としたところ、1人の減 消防職員以外 現状維持としたところ、5人の減		

推進項目	4	手当の総点検をはじめとする給与の適正化		
実施項目	1	給与の適正化		
担当所属	総務課 消防本部総務課		第2次からの 新規・継続	継続
実施目的	人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じた改正を行い、国、千葉県及び構成市町との均衡を図るとともに、人件費の適正化に努める。			
実施内容	人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき、給与の適正化を図る。			
成果目標	人件費の適正化			
実績	第1次	県や構成市町との均衡の取れた人事院勧告・千葉県人事委員会勧告に準じた給与改正を実施した。 特殊勤務手当削減による累計財政効果額（歳出） △2,060千円（対平成19年度 平成20・21年度累計）		
	第2次	人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告による増減額 平成23年度 給料表の改定（引下げ） 3,800千円減額 平成24年度 給料の現給保障額減額 1,500千円減額 平成25年度 給与減額支給措置 53,408千円減額 給料表の改定（若年層増額） 4,290千円増額 通信業務に係る特殊勤務手当削除 465千円減額 平成26年度 給料表、通勤手当、勤勉手当の改定（引上げ） 32,826千円増額 平成27年度 給料表、勤勉手当の改定（引上げ） 18,272千円増額		
	第3次	人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告による増減額 平成28年度 給料表、扶養手当、勤勉手当の改定（引上げ） 20,817千円増額 平成29年度 給料表、勤勉手当の改定（引上げ） 17,638千円増額 平成30年度 給料表、勤勉手当の改定（引上げ） 11,900千円増額 令和元年度 給料表、勤勉手当の改定（引上げ） 10,957千円増額 令和2年度 期末手当の改定（引下げ） 6,909千円減額		

推進項目	4	手当の総点検をはじめとする給与の適正化		
実施項目	2	代休及び振替制度の活用推進		
担当所属	総務課 消防本部総務課	第2次からの 新規・継続	継続	
実施目的	行政の効率化、市町負担金の抑制のため、限られた勤務時間を有効的に活用し、時間外勤務の抑制とともに代休及び振替制度の活用を促進する。			
実施内容	代休及び振替制度の更なる活用を促進する。			
成果目標	時間外勤務手当の抑制			
実績	第1次	/		
	第2次	<p>平成23年度から平成27年度までの累計算出 週休日の振替利用による時間外勤務手当縮減額 (週休日の振替利用時間数×平均時間外勤務単価〔135/100〕)</p> <p>平成23年度 1,196時間×@2,582=3,089千円 平成24年度 1,061時間×@2,579=2,737千円 平成25年度 716時間×@2,566=1,838千円 平成26年度 705時間×@2,537=1,789千円 平成27年度 1,060時間×@2,472=2,621千円 合計 12,074千円</p> <p>平成27年度振替制度利用率 一般職 25.2% 消防職 1.4%</p>		
	第3次	<p>平成28年度から令和2年度までの累計算出 週休日の振替利用による時間外勤務手当縮減額 (週休日の振替利用時間数×平均時間外勤務単価〔135/100〕)</p> <p>平成28年度 680時間×@2,485=1,690千円 平成29年度 738時間×@2,674=1,974千円 平成30年度 615時間×@2,692=1,656千円 令和元年度 734時間×@2,789=2,048千円 令和2年度 893時間×@2,725=2,434千円 合計 9,802千円</p> <p>令和2年度振替制度利用率 一般職 18.7% 消防職 5.3%</p>		

推進項目	4	手当の総点検をはじめとする給与の適正化										
実施項目	3	非常勤職員報酬の適正化 会計年度任用職員給料及び報酬の適正化（令和2年度から）										
担当所属		総務課	第2次からの 新規・継続	継続								
実施目的	非常勤職員の職務と報酬のバランスを考慮し、報酬の適正化を図る。 会計年度任用職員の職務と給料及び報酬のバランスを考慮し、給料及び報酬の適正化を図る。											
実施内容	非常勤職員報酬の適正化を図る。 会計年度任用職員給料及び報酬の適正化を図る。											
成果目標	非常勤職員報酬の適正化 会計年度任用職員給料及び報酬の適正化											
実績	第1次	各所属において他団体の報酬額を調査し、情報収集のみを実施した。										
	第2次	<p>平成23～25年度 構成市町及び近隣一部事務組合の実施状況調査を実施し、検討したところ、当組合の状況については適正な水準と認められたため、次年度においては現状維持とした。</p> <p>平成26年度 構成市町及び近隣一部事務組合の実施状況を調査し、検討したところ、当組合の非常勤職員報酬の状況については適正であったが、今後の千葉県の最低賃金の動向により改定を検討することとした。</p> <p>平成27年度 平成27年10月1日から千葉県の最低賃金が時間額798円から817円に改定されたことから、非常勤職員及び臨時的任用職員の報酬のうち一般事務の時間額を平成27年10月1日から引き上げた。 養護老人ホーム坂田苑及び坂田苑デイ・サービスセンターにおいては、民間の介護事業所と同様に、老人介護に従事する非常勤職員が短期間で退職することが多く、任用が安定していないことから、老人介護に従事する非常勤職員及び臨時職員の任用を確保し、安定した運営に資するため、平成28年4月1日から支援員及び介護員の時間額を引き上げた。</p> <table border="0"> <tr> <td>一般事務</td> <td>800円→</td> <td>820円</td> </tr> <tr> <td>デイサービスセンター看護師</td> <td>1,375円→</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>支援員及び介護員</td> <td>830円→</td> <td>870円</td> </tr> </table>			一般事務	800円→	820円	デイサービスセンター看護師	1,375円→	1,500円	支援員及び介護員	830円→
一般事務	800円→	820円										
デイサービスセンター看護師	1,375円→	1,500円										
支援員及び介護員	830円→	870円										

実績	第3次	<p>千葉県最低賃金の改定に伴い、一般事務及び作業員の時間額の改定を行った。また、養護老人ホーム坂田苑及び坂田苑デイ・サービスセンターにおいては、民間の介護事業所と同様に、老人介護に従事する非常勤職員の短期間での退職が多いことから、安定した運営に資するため、支援員及び介護員の時間額を引き上げた。</p> <p>平成28年度</p> <p>①千葉県最低賃金の改定に伴う引上げ 一般事務及び作業員 820円→842円（10/1～） ②支援員及び介護員 870円→885円（翌4/1～）</p> <p>平成29年度</p> <p>①千葉県最低賃金の改定に伴う引上げ 一般事務及び作業員 842円→868円（10/1～） ②支援員及び介護員 885円→912円（翌4/1～）</p> <p>平成30年度</p> <p>①千葉県最低賃金の改定に伴う引上げ 一般事務及び作業員 868円→895円（10/1～） ②支援員及び介護員 912円→940円（翌4/1～）</p> <p>令和元年度</p> <p>①千葉県最低賃金の改定に伴う引上げ 一般事務及び作業員 895円→923円（10/1～） ② 会計年度任用職員制度が令和2年4月1日より導入されることに伴い、非常勤職員全職種の報酬月額を県及び国の職員給料表に当てはめ新たに設定した。それに伴い会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び会計年度任用職員給与及び費用弁償に関する規則を新規制定した。</p> <p>令和2年度</p> <p>① 会計年度任用職員の給料（報酬）のうち、改定後の最低賃金を下回る職は無かったことから、千葉県最低賃金の改定に伴う引上げは行っていない。 ② 人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき、常勤職員の期末手当の支給月数の引下げを行ったことから、常勤職員の条例及び規則を準用する会計年度任用職員についても期末手当の支給月数の引下げを行った。</p>
財政効果等		<p>令和2年度会計年度任用職員制度の導入により、令和元年度非常勤職員と令和2年度会計年度任用職員の当初予算における人件費の比較では、2,564千円の増額となっている。</p>

推進項目	5	経費削減等の財政効果																										
実施項目	1	事務執行経費の削減																										
担当所属	企画財政課		第2次からの 新規・継続	継続																								
実施目的	第1次及び第2次集中改革プランに引き続き光熱水費について、使用量の抑制に取組み、経費削減に努める。																											
実施内容	事務効率を考慮しつつ、光熱水費の削減に努める。																											
成果目標	電気、ガス、水道の使用量の削減に努める。																											
実績	第1次	<p>物件費の削減として、空調、電気の使用抑制を行うとともに、資源の再利用の促進、消耗品の一括注文を行った。</p> <p>累計財政効果額（歳出） △9,798千円（対平成19年度 平成20・21年度累計）</p>																										
	第2次	<p>対平成22年度比</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>電気使用量</th> <th>水道使用量</th> <th>ガス使用量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年度</td> <td>△12.6%</td> <td>△10.0%</td> <td>+1.7%</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>△3.6%</td> <td>△9.9%</td> <td>△5.3%</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>△2.9%</td> <td>△6.3%</td> <td>+4.4%</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>△4.9%</td> <td>△5.7%</td> <td>△1.1%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>△2.0%</td> <td>△11.9%</td> <td>△0.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成27年度も引き続き電力供給の取組みとして、新電力を導入し電気料金の削減を図ったが、環境アクアプラントにおいて平成27年12月から2系統運転に変更したことにより、前年度と比較して電気量が増となった。</p>				電気使用量	水道使用量	ガス使用量	平成23年度	△12.6%	△10.0%	+1.7%	平成24年度	△3.6%	△9.9%	△5.3%	平成25年度	△2.9%	△6.3%	+4.4%	平成26年度	△4.9%	△5.7%	△1.1%	平成27年度	△2.0%	△11.9%	△0.9%
		電気使用量	水道使用量	ガス使用量																								
平成23年度	△12.6%	△10.0%	+1.7%																									
平成24年度	△3.6%	△9.9%	△5.3%																									
平成25年度	△2.9%	△6.3%	+4.4%																									
平成26年度	△4.9%	△5.7%	△1.1%																									
平成27年度	△2.0%	△11.9%	△0.9%																									
第3次	<p>対平成27年度比</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>電気使用量</th> <th>水道使用量</th> <th>ガス使用量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度</td> <td>+3.4%</td> <td>△6.0%</td> <td>+7.8%</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>△1.4%</td> <td>△10.8%</td> <td>+7.5%</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>△4.5%</td> <td>△12.4%</td> <td>△1.3%</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>△7.6%</td> <td>△21.5% ※1</td> <td>△9.1%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>△4.3%</td> <td>△24.0% ※1</td> <td>+12.7% ※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 坂田苑デイ・サービスセンター事業の廃止（R2.3.31）による減。 ※2 電子計算課の空調設備の故障によりガストーブの使用による増。</p>				電気使用量	水道使用量	ガス使用量	平成28年度	+3.4%	△6.0%	+7.8%	平成29年度	△1.4%	△10.8%	+7.5%	平成30年度	△4.5%	△12.4%	△1.3%	令和元年度	△7.6%	△21.5% ※1	△9.1%	令和2年度	△4.3%	△24.0% ※1	+12.7% ※2	
	電気使用量	水道使用量	ガス使用量																									
平成28年度	+3.4%	△6.0%	+7.8%																									
平成29年度	△1.4%	△10.8%	+7.5%																									
平成30年度	△4.5%	△12.4%	△1.3%																									
令和元年度	△7.6%	△21.5% ※1	△9.1%																									
令和2年度	△4.3%	△24.0% ※1	+12.7% ※2																									

推進項目	5	経費削減等の財政効果																																																																																																										
実施項目	2	使用料の見直し																																																																																																										
担当所属	企画財政課		第2次からの 新規・継続	継続																																																																																																								
実施目的	歳入の確保及び受益者負担の公平性を図るため、施設使用料を見直す。																																																																																																											
実施内容	1 他団体の施設使用料を調査し、検討する。 2 条例等の整備を行う。																																																																																																											
成果目標	適正な使用料を徴収する。																																																																																																											
実績	第1次	組合の有償施設の使用料が適正か、他団体類似施設使用料を調査し、使用料の妥当性を検証した。 平成22年度実績 医療福祉センターの行政財産使用料の見直しにより、194千円の増収																																																																																																										
	第2次	<table border="0"> <tr> <td>行政財産使用料</td> <td></td> <td>平成23年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td></td> <td>アクアプラント</td> <td>6,017円</td> </tr> <tr> <td>アクアプラント</td> <td>6,960円</td> <td>医療福祉センター</td> <td>194,400円</td> </tr> <tr> <td>医療福祉センター</td> <td>194,400円</td> <td>振興センター</td> <td>85,500円</td> </tr> <tr> <td>振興センター</td> <td>42,000円</td> <td>合計</td> <td>285,917円</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>42,000円</td> <td>(平成22年度比</td> <td>557円増)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>285,360円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成24年度(使用料の改定実施)</td> <td></td> <td>平成25年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広域斎場</td> <td>14,903円</td> <td>アクアプラント</td> <td>6,090円</td> </tr> <tr> <td>アクアプラント</td> <td>6,090円</td> <td>医療福祉センター</td> <td>212,600円</td> </tr> <tr> <td>医療福祉センター</td> <td>213,120円</td> <td>(うち会議室使用料</td> <td>18,200円)</td> </tr> <tr> <td>(うち会議室使用料</td> <td>18,720円)</td> <td>消防本部</td> <td>14,400円</td> </tr> <tr> <td>振興センター</td> <td>126,840円</td> <td>振興センター</td> <td>201,136円</td> </tr> <tr> <td>(うち会議室使用料</td> <td>840円)</td> <td>(うち会議室使用料</td> <td>83,536円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>360,953円</td> <td>[東金元気づくり株式会社が使用]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(平成22年度比</td> <td>75,593円増)</td> <td>合計</td> <td>434,226円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(平成22年度比</td> <td>148,866円増)</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td></td> <td>平成27年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アクアプラント</td> <td>6,090円</td> <td>アクアプラント</td> <td>6,090円</td> </tr> <tr> <td>医療福祉センター</td> <td>224,460円</td> <td>医療福祉センター</td> <td>227,700円</td> </tr> <tr> <td>(うち会議室使用料</td> <td>17,820円)</td> <td>(うち会議室使用料</td> <td>21,060円)</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>15,120円</td> <td>消防本部</td> <td>15,120円</td> </tr> <tr> <td>振興センター</td> <td>121,600円</td> <td>振興センター</td> <td>128,160円</td> </tr> <tr> <td>(うち会議室使用料</td> <td>640円)</td> <td>合計</td> <td>377,070円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>367,270円</td> <td>(平成22年度比</td> <td>91,710円増)</td> </tr> <tr> <td>(平成22年度比</td> <td>81,910円増)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			行政財産使用料		平成23年度		平成22年度		アクアプラント	6,017円	アクアプラント	6,960円	医療福祉センター	194,400円	医療福祉センター	194,400円	振興センター	85,500円	振興センター	42,000円	合計	285,917円	消防本部	42,000円	(平成22年度比	557円増)	合計	285,360円			平成24年度(使用料の改定実施)		平成25年度		広域斎場	14,903円	アクアプラント	6,090円	アクアプラント	6,090円	医療福祉センター	212,600円	医療福祉センター	213,120円	(うち会議室使用料	18,200円)	(うち会議室使用料	18,720円)	消防本部	14,400円	振興センター	126,840円	振興センター	201,136円	(うち会議室使用料	840円)	(うち会議室使用料	83,536円	合計	360,953円	[東金元気づくり株式会社が使用]		(平成22年度比	75,593円増)	合計	434,226円			(平成22年度比	148,866円増)	平成26年度		平成27年度		アクアプラント	6,090円	アクアプラント	6,090円	医療福祉センター	224,460円	医療福祉センター	227,700円	(うち会議室使用料	17,820円)	(うち会議室使用料	21,060円)	消防本部	15,120円	消防本部	15,120円	振興センター	121,600円	振興センター	128,160円	(うち会議室使用料	640円)	合計	377,070円	合計	367,270円	(平成22年度比	91,710円増)	(平成22年度比	81,910円増)		
	行政財産使用料		平成23年度																																																																																																									
	平成22年度		アクアプラント	6,017円																																																																																																								
アクアプラント	6,960円	医療福祉センター	194,400円																																																																																																									
医療福祉センター	194,400円	振興センター	85,500円																																																																																																									
振興センター	42,000円	合計	285,917円																																																																																																									
消防本部	42,000円	(平成22年度比	557円増)																																																																																																									
合計	285,360円																																																																																																											
平成24年度(使用料の改定実施)		平成25年度																																																																																																										
広域斎場	14,903円	アクアプラント	6,090円																																																																																																									
アクアプラント	6,090円	医療福祉センター	212,600円																																																																																																									
医療福祉センター	213,120円	(うち会議室使用料	18,200円)																																																																																																									
(うち会議室使用料	18,720円)	消防本部	14,400円																																																																																																									
振興センター	126,840円	振興センター	201,136円																																																																																																									
(うち会議室使用料	840円)	(うち会議室使用料	83,536円																																																																																																									
合計	360,953円	[東金元気づくり株式会社が使用]																																																																																																										
(平成22年度比	75,593円増)	合計	434,226円																																																																																																									
		(平成22年度比	148,866円増)																																																																																																									
平成26年度		平成27年度																																																																																																										
アクアプラント	6,090円	アクアプラント	6,090円																																																																																																									
医療福祉センター	224,460円	医療福祉センター	227,700円																																																																																																									
(うち会議室使用料	17,820円)	(うち会議室使用料	21,060円)																																																																																																									
消防本部	15,120円	消防本部	15,120円																																																																																																									
振興センター	121,600円	振興センター	128,160円																																																																																																									
(うち会議室使用料	640円)	合計	377,070円																																																																																																									
合計	367,270円	(平成22年度比	91,710円増)																																																																																																									
(平成22年度比	81,910円増)																																																																																																											
第3次	<p>当組合の施設使用料について他団体の会議室使用料及び自動販売機設置に係る使用料を調査した結果、妥当であると判断し、当該施設使用料の改正を見送る方針で決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議室使用料 平成24年度に改正を行った際の調査と変更なかった。 ・自動販売機設置に係る使用料 当組合の使用料は、千葉県及び山武市と同額であり、調査団体の中で一番高額であった。 																																																																																																											

推進項目	5	経費削減等の財政効果																																	
実施項目	3	火葬炉使用料等の見直し																																	
担当所属	環境衛生課		第2次からの 新規・継続	継続																															
実施目的	歳入の確保及び受益者負担の公平性を図るため、山武郡市広域斎場の火葬炉使用料等を見直す。																																		
実施内容	千葉県内他団体の状況を調査し、当斎場における火葬炉使用料の妥当性を検証する。																																		
成果目標	検討の結果、必要があれば火葬炉使用料の見直しを行う。																																		
実績	第1次	/																																	
	第2次	<p>平成23年度に待合室追加使用に係る条例を整備し、平成24年4月から使用料を徴収することとした。 また、近隣他団体の火葬炉使用料について調査し、組合の火葬炉使用料の妥当性を確認した。</p> <table border="0"> <tr> <td>待合室追加使用</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>35件</td> <td>78,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>23件</td> <td>50,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>18件</td> <td>38,880円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>18件</td> <td>38,880円</td> <td></td> </tr> </table>			待合室追加使用				平成24年度	35件	78,000円		平成25年度	23件	50,000円		平成26年度	18件	38,880円		平成27年度	18件	38,880円												
	待合室追加使用																																		
平成24年度	35件	78,000円																																	
平成25年度	23件	50,000円																																	
平成26年度	18件	38,880円																																	
平成27年度	18件	38,880円																																	
第3次	<p>平成29年度に行った千葉県内他団体の火葬場使用料の調査結果に基づき、火葬炉使用料について、平成30年度及び令和元年度に検討を行った結果、令和2年4月1日から管外料金を値上げすることとした。</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> <th>値上げ額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満12歳以上</td> <td>45,000円</td> <td>50,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>満12歳未満</td> <td>24,000円</td> <td>26,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>死胎及び胞衣等</td> <td>12,000円</td> <td>13,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>改葬10年未満</td> <td>45,000円</td> <td>50,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td> 10年以上20年未満</td> <td>24,000円</td> <td>26,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td> 20年以上</td> <td>12,000円</td> <td>13,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>待合室追加使用料(1室)</td> <td>6,000円</td> <td>7,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>			区分	改定前	改定後	値上げ額	満12歳以上	45,000円	50,000円	5,000円	満12歳未満	24,000円	26,000円	2,000円	死胎及び胞衣等	12,000円	13,000円	1,000円	改葬10年未満	45,000円	50,000円	5,000円	10年以上20年未満	24,000円	26,000円	2,000円	20年以上	12,000円	13,000円	1,000円	待合室追加使用料(1室)	6,000円	7,000円	1,000円
区分	改定前	改定後	値上げ額																																
満12歳以上	45,000円	50,000円	5,000円																																
満12歳未満	24,000円	26,000円	2,000円																																
死胎及び胞衣等	12,000円	13,000円	1,000円																																
改葬10年未満	45,000円	50,000円	5,000円																																
10年以上20年未満	24,000円	26,000円	2,000円																																
20年以上	12,000円	13,000円	1,000円																																
待合室追加使用料(1室)	6,000円	7,000円	1,000円																																
財政効果等	<p>令和2年度からの管外料金値上げにより、462,000円の増額となった。</p> <table border="0"> <tr> <td>令和2年度管外火葬件数</td> <td>93件</td> </tr> <tr> <td>満12歳以上</td> <td>5,000円×92件=460,000円</td> </tr> <tr> <td>満12歳未満</td> <td>2,000円×1件=2,000円</td> </tr> </table>				令和2年度管外火葬件数	93件	満12歳以上	5,000円×92件=460,000円	満12歳未満	2,000円×1件=2,000円																									
令和2年度管外火葬件数	93件																																		
満12歳以上	5,000円×92件=460,000円																																		
満12歳未満	2,000円×1件=2,000円																																		

推進項目	5	経費削減等の財政効果			
実施項目	4	収納率の維持向上			
担当所属	環境衛生課		第2次からの 新規・継続	継続	
実施目的	清掃手数料（ここでは、し尿処理手数料、浄化槽管理手数料及び浄化槽清掃手数料のことをいう。以下同様とする。）について、自主財源の確保及び受益者負担の公平性の保持を図るため、滞納整理等により良好な収納率の維持向上を図る。				
実施内容	1 滞納者に対し、電話での納入催告及び訪問徴収(休日を含む。)を実施する。 2 滞納者に対し、督促状の送付及び中止措置を実施する。				
成果目標	良好な収納率の維持向上 現年度98%以上 過年度50%以上				
実績	第1次	督促、中止措置及び滞納整理等を実施 清掃手数料収納率（平成20年度実績） 現年度分 97.26% 過年度分 44.16% 清掃手数料収納率（平成21年度実績） 現年度分 97.26% 過年度分 45.27%			
	第2次	収納率	現年度分	過年度分	
	第3次	各年度、計画のとおり電話催告、訪問徴収、督促状の送付及び中止措置を実施した。（令和2年度第2四半期及び第4四半期に予定していた訪問徴収については、新型コロナウイルス感染予防のため実施を見送った。） また、令和元年度から督促状の送付を、令和2年度からし尿くみ取り作業の中止措置をそれぞれ年3回から年6回に増やすことにより、収納率の維持向上を図った。 各年度とも、現年度分及び滞納繰越分ともに成果目標を上回る収納率となった。			
財政効果等	・実績値	調定額	収納額	収納率	成果目標比 (目標収納率98%)
	現年度分				(目標収納率98%)
	平成28年度	179,315,316円	177,356,780円	98.91%	(+ 0.91%)
	平成29年度	173,865,955円	171,949,533円	98.90%	(+ 0.90%)
	平成30年度	162,787,267円	161,067,133円	98.94%	(+ 0.94%)
	令和元年度	164,664,506円	162,692,897円	98.80%	(+ 0.80%)
	令和2年度	158,469,025円	157,231,919円	99.22%	(+ 1.22%)
	滞納繰越分				(目標収納率50%)
	平成28年度	3,410,973円	2,117,524円	62.08%	(+12.08%)
	平成29年度	2,971,798円	1,734,762円	58.37%	(+ 8.37%)
	平成30年度	3,059,436円	1,811,077円	59.20%	(+ 9.20%)
	令和元年度	2,771,961円	1,601,209円	57.76%	(+ 7.76%)
	令和2年度	3,004,027円	1,787,787円	59.51%	(+ 9.51%)

推進項目	5	経費削減等の財政効果		
実施項目	5	し尿処理手数料の見直し		
担当所属	環境衛生課		第2次からの 新規・継続	継続
実施目的	歳入の確保及び受益者負担の公平性を図る。			
実施内容	1 近隣市町(一部事務組合)のし尿処理手数料を調査し、その調査結果及び当施設のコストを基に、清掃基金の残高を考慮し、料金改定について検討する。 2 検討結果に基づき、実施する。			
成果目標	し尿処理手数料の見直しにより、受益者負担の公平性を図る。			
実績	第1次	/		
	第2次	平成26年度の検討結果において、当分の間、現行の手数料とすることとした。		
	第3次	平成28年度から令和2年度までの毎年度、し尿処理及び浄化槽汚泥処理に係るコスト計算を行った。 平成26年度の検討結果において、一部休止していた施設の運転再開や消費税増税等のコストへの影響が確定するまでの間は現行のし尿処理手数料とすることとしたため、平成30年度まではし尿処理手数料の見直しは行わなかった。 令和元年度及び令和2年度において、コスト計算結果及び清掃基金の残高を基に当組合内部で検討を行い、清掃事業費が歳入不足となる見込みはないことから、両年度ともし尿処理手数料の見直しを行わないこととした。		

推進項目	6	その他			
実施項目	1	職員研修の充実			
担当所属	総務課 消防本部総務課	第2次からの 新規・継続		継続	
実施目的	山武郡市広域行政組合人材育成基本方針に基づき、多様で充実した研修機会を与えられるよう基本的な研修実施計画作成及び職員の自主的な自己啓発・能力開発が可能となるような研修情報の提供支援など環境整備により、職員の育成に努める。				
実施内容	人材育成基本方針に基づき、職員の実務研修の充実や外部研修機関による研修への参加の機会の拡大を図る。				
成果目標	職員に対する研修の機会を積極的に与え、職務に対する意識の向上と更なる研鑽を図る。 また、業務遂行に必要な資格取得講習等に職員を参加させ、円滑な業務運営を維持する。				
実績	第1次	千葉県自治研修センター 法制実務研修、管理職研修、課長補佐研修、契約事務研修、市町村民税研修参加 企画課 新規採用職員研修、初級職員研修、中級職員基礎研修、中級職員応用研修、中堅職員基礎研修、中堅応用研修、管理者研修、クレーム対応研修、接遇パワーアップ研修、公務員倫理研修、その他講演会等参加			
	第2次	策定した研修計画に基づき、各研修に参加させた。			
	第3次	策定した研修計画に基づき、各研修に参加させた。 令和2年度については、各種研修が新型コロナウイルス感染拡大の影響により、中止もしくは受講人数の削減措置がとられたため、当初予定者数を大幅に下回った参加人数となった。			
		組合主催	千葉県自治 研修センター	消防専門研修	計
	平成23年度	61名	8名		69名
	平成24年度	62名	13名	31名	106名
	平成25年度	84名	15名	31名	130名
	平成26年度	49名	18名	38名	105名
	平成27年度	66名	18名	37名	121名
	平成28年度	62名	23名	38名	123名
	平成29年度	57名	24名	40名	121名
	平成30年度	49名	23名	30名	102名
	令和元年度	36名	29名	37名	102名
	令和2年度	36名	5名	28名	69名

推進項目	6	その他		
実施項目	2	人事評価制度の適正運用		
担当所属	総務課 消防本部総務課	第2次からの 新規・継続	継続	
実施目的	人事評価制度を実施し、人事管理の基礎となる人事評価制度を確立する。			
実施内容	目標設定における業務改善項目の検討や面談での指導、目標の相互確認を通して、人事評価制度の目的である人材育成を図る。			
成果目標	職員の勤務意欲の向上 人事制度の客観性・公平性・透明性の向上			
実績	第1次	構成市町の動向調査を実施、情報収集を行った。 担当者を千葉県自治研修センターの研修に参加させ、制度導入に対する知識を深めた。		
	第2次	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）により、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、平成28年4月から全ての地方公共団体において人事評価制度の運用が開始となることから、当組合においても人事評価制度を導入するため、全職員（非常勤職員、臨時的任用職員及び再任用職員を除く。）を対象に平成27年9月8日から11日まで、人事評価制度研修を実施した。 平成27年10月1日から人事評価制度の試行を実施し、平成27年10月末までに期首面談、平成28年1月末までに自己申告及び一次評価、2月末までに二次評価、3月末までに期末面談を行った。 平成28年3月24日付けで「山武郡市広域行政組合職員の人事評価実施規程」、平成28年3月30日付けで「人事評価実施要領（運用の手引き）」を策定した。		
	第3次	当組合において、人事評価制度が平成28年度より本格運用となった。平成28年度以降、毎年、評価者及び被評価者を対象とした研修会を組合主催で開催し、職員への制度の周知及び理解、評価者としてのレベルの向上を図った。 また、人事評価結果が給与に反映されることを踏まえ、「評価者間における評価基準のばらつき」を軽減させるため、新たに評価者となった職員に対しては、自治研修センター主催の評価者研修も受講させる等、安定した制度運用に努めた。		

推進項目	6	その他		
実施項目	3	広報活動の充実		
担当所属	企画財政課		第2次からの 新規・継続	継続
実施目的	組合の事務事業の内容を広く住民に伝えることにより、組合業務の住民の理解及び説明責任を果たす。			
実施内容	組合ホームページにより、タイムリーな情報発信を行うとともに、ホームページの閲覧ができない住民にも広報紙を通じて、組合情報を広く提供する。			
成果目標	住民に信頼される行政を目指し、住民が必要とする情報を分かりやすく提供する。			
実績	第1次	<p>ホームページ閲覧数</p> <p>平成20年度 34,043回 (月平均2,837回)</p> <p>平成21年度 31,597回 (月平均2,633回)</p> <p>平成22年度見込 42,264回 (月平均3,522回)</p> <p>広報紙発行数</p> <p>平成20年度 約67,600部/回 (年1回発行)</p> <p>平成21年度 約68,400部/回 (年2回発行)</p> <p>平成22年度 約67,900部/回 (年2回発行)</p>		
	第2次	<p>ホームページ閲覧数</p> <p>平成23年度 36,228回 (月平均3,019回)</p> <p>平成24年度 42,810回 (月平均3,567回)</p> <p>平成25年度 39,457回 (月平均3,288回)</p> <p>平成26年度 43,316回 (月平均3,609回)</p> <p>平成27年度 44,501回 (月平均3,708回)</p> <p>広報発行部数</p> <p>平成23年度 68,016部/回 (年2回発行)</p> <p>平成24年度 67,186部/回 (年2回発行)</p> <p>平成25年度 67,524部/回 (年2回発行)</p> <p>平成26年度 67,143部/回 (年2回発行)</p> <p>平成27年度 66,691部/回 (年2回発行)</p>		
	第3次	<p>組合ホームページについては、利用促進の一環として各所属に上半期及び下半期の更新状況の確認を行った。なお、当組合のホームページは、自己開発による開設後、約20年が経過し、これまで運用管理においても全て職員が行ってきたが、スマートフォン等のモバイル版に未対応であり、セキュリティ面でも第三者による不正アクセスのリスクが高い状態にあるため、令和3年度中にCMS (コンテンツ・マネジメント・システム) を導入し対応を図る予定である。</p> <p>広報「山武こういき」については、各年度2回 (9月及び3月) 発行し、区会等を通じて配布してきたが、構成市町の要望により令和2年度 (第37号) から山武郡市内全域を対象とした新聞折込へ配布方法を変更した。</p> <p>また、広く住民に情報を提供するため、構成市町の庁舎、各施設等に配置した。</p>		

実績	第3次	ホームページ	閲覧数	更新件数
		平成28年度	45,373回 (月平均3,781回)	158件
		平成29年度	39,794回 (月平均3,316回)	160件
		平成30年度	39,457回 (月平均3,288回)	135件
		令和元年度	30,917回 (月平均2,576回)	183件
		令和2年度	52,702回 (月平均4,392回) ※1	198件
		広報発行部数		
		平成28年度	第29号 66,894部	
			第30号 68,583部	
		平成29年度	第31号 67,260部	
	第32号 67,263部			
平成30年度	第33号 67,133部			
	第34号 67,311部			
令和元年度	第35号 67,073部			
	第36号 32,633部 ※2			
令和2年度	第37号 55,306部 (内新聞折込53,200部)			
	第38号 52,706部 (内新聞折込50,600部)			
		※1 ホームページのリニューアルを検討するためのページ数調査による閲覧数を含む。		
		※2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の影響により、一部地域の自治会配布が中止となった。		

推進項目	6	その他		
実施項目	4	コンビニ収納		
担当所属	環境衛生課		第2次からの 新規・継続	新規
実施目的	清掃手数料（ここでは、し尿処理手数料、浄化槽管理手数料及び浄化槽清掃手数料のことをいう。以下同様とする。）について、納付機会を拡大し、利用者の利便性の向上を図る。			
実施内容	1 コンビニ収納の導入について、構成市町で導入していることを踏まえ、いつでも、どこでも納付できる仕組みを目指し、他団体における実施状況を調査し、検討を行う。 2 検討結果に基づき、実施する。			
成果目標	清掃手数料の納付における利用者の利便性の向上			
実績	第1次			
	第2次			
	第3次	平成28年度に千葉県内のし尿くみ取りを直営又は委託で行っている18団体へコンビニ収納についての調査を実施した。 調査結果として、千葉県内においてし尿処理手数料のコンビニ収納を行っている団体は1団体であった。 し尿収集、浄化槽管理及び浄化槽清掃の加入者数推移並びにコスト計算結果に基づき、コンビニ収納の導入に係る今後の事業方針について課内で検討を行った上で、事務局長及び企画財政課と協議したところ費用対効果が見込めないことから、清掃手数料のコンビニ収納の導入は見合わせることにした。 ただし、金融機関の窓口手数料値上げ等、状況に変化があった時点で再検討することとした。		

推進項目	6	その他		
実施項目	5	養護老人ホーム坂田苑の運営の見直し		
担当所属	養護老人ホーム	第2次からの 新規・継続	新規	
実施目的	養護老人ホーム坂田苑の適正な施設運営を図る。			
実施内容	養護老人ホーム坂田苑において、要介護者の入所者も多くなっているため、老人福祉法及びその他関係法令に基づき、入所者の実情に即した対応を図る。			
成果目標	施設運営の健全化を図るとともに、運営方針を決定する。			
実績	第1次	/		
	第2次	/		
	第3次	<p>養護老人ホーム坂田苑において、要介護者の入所者も多くなっていることから、養護老人ホーム坂田苑入所に関する指針（平成30年11月）を策定し、措置機関と協議を行い、入所者の実情に即した対応を図った。</p> <p>また、構成市町高齢者福祉担当課長会議において、今後の施設運営について協議を行い、入所者は減少傾向にあるものの、高齢者、特に一人暮らしの高齢者は増加しており、今後も一定数、養護老人ホームへの入所者は存在し、郡内に施設があることで緊急時の対応等安心できるとの意見をいただき、施設の必要性について確認した。</p> <p>なお、今後も構成市町に施設の状況を報告し、施設運営について協議・検討していく。</p>		

推進項目	6	その他		
実施項目	6	坂田苑デイ・サービスセンターの運営の見直し		
担当所属	坂田苑デイ・サービスセンター	第2次からの 新規・継続	新規	
実施目的	坂田苑デイ・サービスセンターの適正な施設運営を図る。			
実施内容	坂田苑デイ・サービスセンター利用者の減少に伴う財源不足を解消するため、運営方法の変更等によるコスト計算を行った上で、財政効果及び関係機関（構成市町、介護サービス事業所）への影響について調査する。			
成果目標	調査・協議結果に基づき、運営方針を決定する。			
実績	第1次			
	第2次			
	第3次	民間事業者の増加等により利用者が減少し、また、昨今の介護職離れから不足する人員を補充することができず、事業の継続が困難であることから、令和2年3月31日をもって坂田苑デイ・サービスセンターを廃止した。		

推進項目	6	その他																			
実施項目	7	視聴覚教材・機材の有効活用																			
担当所属		教育支援課	第2次からの 新規・継続	新規																	
実施目的	山武郡市視聴覚教材センターの運営改善と教材・機材の利用促進を強化し、山武郡市内の視聴覚教育の発展及び充実を図る。																				
実施内容	積極的な広報活動及び利用者のニーズにあわせた新規教材整備を行う。																				
成果目標	良好な貸出の維持向上及び利用者の効果的な活用の充実を図り、平成27年度の貸出本数を上回ること。 平成27年度実績 教材貸出数905本 機材貸出数595件																				
実績	第1次																				
	第2次																				
	第3次	<p>教材貸出数及び機材貸出数を年度で比較すると次のとおりであった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>教材貸出数 (前年度比)</th> <th>機材貸出数 (前年度比)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度</td> <td>880本</td> <td>491件</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>1,018本 (+15.7%)</td> <td>466件 (△5.1%)</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>1,226本 (+20.4%)</td> <td>444件 (△4.7%)</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1,180本 (△3.8%)</td> <td>436件 (△1.8%)</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>1,226本 (+3.9%)</td> <td>279件 (△36%)</td> </tr> </tbody> </table>				教材貸出数 (前年度比)	機材貸出数 (前年度比)	平成28年度	880本	491件	平成29年度	1,018本 (+15.7%)	466件 (△5.1%)	平成30年度	1,226本 (+20.4%)	444件 (△4.7%)	令和元年度	1,180本 (△3.8%)	436件 (△1.8%)	令和2年度	1,226本 (+3.9%)
	教材貸出数 (前年度比)	機材貸出数 (前年度比)																			
平成28年度	880本	491件																			
平成29年度	1,018本 (+15.7%)	466件 (△5.1%)																			
平成30年度	1,226本 (+20.4%)	444件 (△4.7%)																			
令和元年度	1,180本 (△3.8%)	436件 (△1.8%)																			
令和2年度	1,226本 (+3.9%)	279件 (△36%)																			

推進項目	6	その他		
実施項目	8	住宅用火災警報器の普及		
担当所属	消防本部予防課		第2次からの 新規・継続	新規
実施目的	住宅火災の抑制効果がある住宅用火災警報器の設置、維持管理指導を実施し、きめ細やかな指導を行うことで防火意識の高揚を図る。			
実施内容	住宅を個別に訪問し、住宅用火災警報器の設置調査と普及啓発活動を実施する。			
成果目標	全国における設置率を上回ること。 平成26年時点 全国 79% 山武郡市 59%			
実績	第1次	/		
	第2次	/		
	第3次	平成28年度	戸別訪問による設置状況調査 取付支援実施数	6,841件実施 20件実施
		平成29年度	戸別訪問による設置状況調査 取付支援実施数	9,546件実施 7件実施
		平成30年度	戸別訪問による設置状況調査 取付支援実施数	7,312件実施 6件実施
		令和元年度	戸別訪問による設置状況調査 取付支援実施数	2,363件実施 未実施 (大型台風及び新型コロナウイルス感染拡大の影響により規模を縮小して実施)
		令和2年度	戸別訪問による設置状況調査 取付支援実施数	未実施 未実施 (新型コロナウイルス感染拡大の影響により実施を中止し、代替としてホームページや消防車両による音声メッセージを活用した普及啓発を実施)

推進項目	6	その他		
実施項目	9	応急手当の普及		
担当所属	消防本部警防課		第2次からの 新規・継続	継続
実施目的	重症者の救命率向上のため、住民に対し応急手当（心肺蘇生法、AED使用方法）の普及を図る。			
実施内容	公募型上級救命講習及び普通救命講習を開催する。			
成果目標	公募型上級救命講習 年間修了者160名 普通救命講習 年間修了者1,200名			
実績	第1次	/		
	第2次		上級救命講習	普通救命講習
	第3次		上級救命講習	普通救命講習
		平成23年度	192名	1,436名
		平成24年度	231名	1,252名
		平成25年度	155名	1,240名
		平成26年度	186名	1,698名
		平成27年度	202名	1,278名
		平成28年度	142名	1,562名
		平成29年度	117名	1,456名
		平成30年度	139名	1,892名
		令和元年度	89名	1,223名
		令和2年度	40名	78名
		※ 令和元年度及び令和2年度の救命講習修了者の極端な減少については、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、救命講習の開催を見送っていたための減少となります。		